

## (4) 自動車動線

- ・福岡市の骨格を担う道路ネットワークの機能補完・強化を図るため、自動車の主要動線を整備する。
- ・跡地等の土地利用に応じた良好な市街地形成を誘導するとともに、周辺地域の安全性・利便性向上にも寄与する道路ネットワークを形成するため、自動車の補助動線を整備する。

### 1. 道路ネットワークの形成

#### 《基本的事項》

- ・福岡市全体の道路ネットワークの形成に寄与する都市計画道路堅粕箱崎線（道路幅員28～31m）や原田箱崎線（道路幅員19m）を、自動車の主要動線として整備する。
- ・貝塚駅においては、アクセス性及び交通結節機能の強化を図るため、国道3号からの自動車動線を確保するとともに、駅前広場の整備など駅周辺道路の環境改善を行う。
- ・自動車の補助動線として、周辺道路ネットワークを考慮し、土地利用に応じて適切に区画道路を配置するとともに、通行利便性や安全性向上を図るため、外周道路の拡幅を行う。
- ・道路幅員及びその構成について、車道部は条例※に基づき決定し、歩道部は、歩行者の交通量や隣接する土地利用の自由度に配慮した計画とする。  
※福岡市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例
- ・区画道路の配置については、通過交通の抑制や安全性に配慮した計画とする。

#### ■道路の車線数等

		車線数等
主要動線	堅粕箱崎線（東西道路）	片側2車線（道路幅員28m～31m）
	原田箱崎線（南北道路）	片側1車線（道路幅員19m）
補助動線	区画道路，外周道路	片側1車線

※区画道路，外周道路の車線数，幅員は検討中

### 2. 駐車場の計画的な配置，有効利用

#### 《基本的事項》

- ・公共交通機関の利用を推進するため、パークアンドライド駐車場を確保する。

#### 《努力事項》

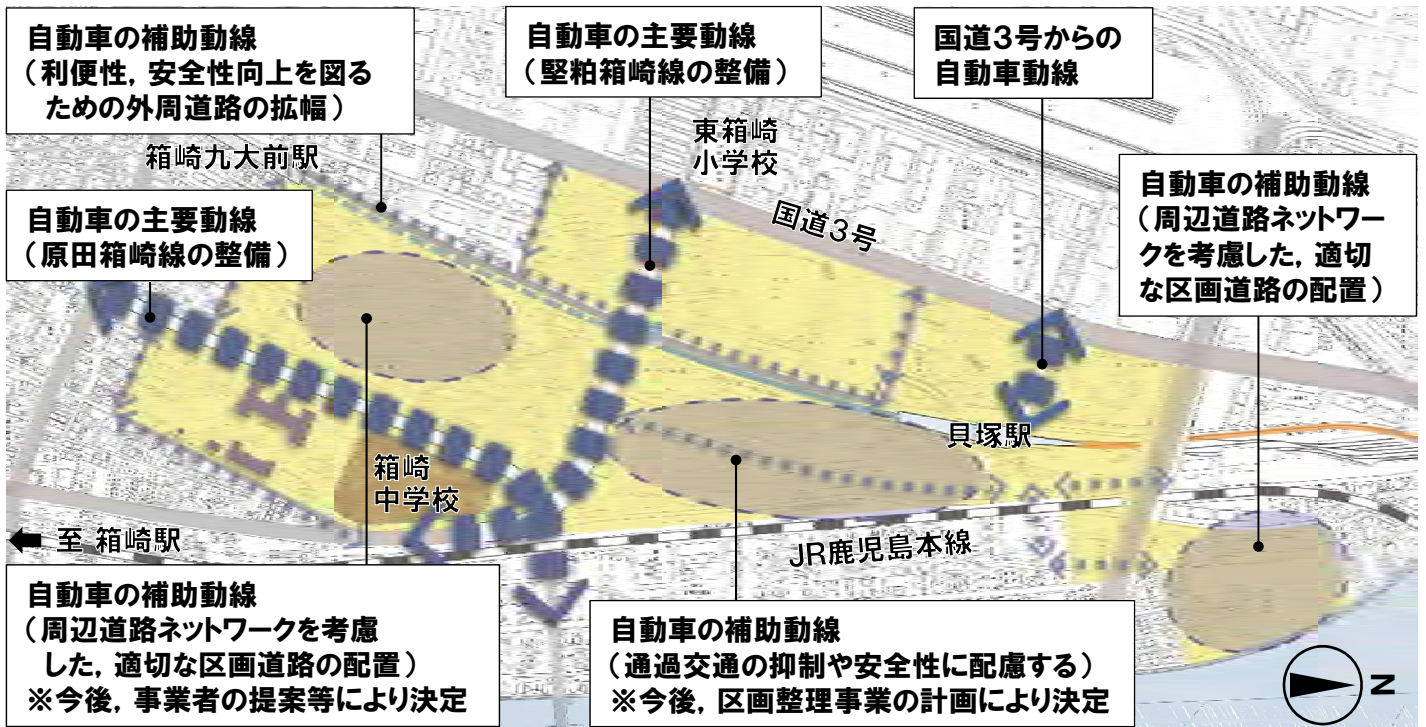
- ・歩行者動線の分断を軽減するため、駐車場への車両出入り口の集約に努める。
- ・街並み景観に配慮し、沿道から自動車が目立たない駐車場配置とすることや境界部の緑化など修景に努める。
- ・パークアンドライド駐車場については、多数の人が訪れる施設が立地する場合には、十分な台数を確保するように努める。
- ・各施設の駐車場を利用率が低い曜日や時間帯において一般利用するパークシェアの仕組みなどを導入し、未利用空間の有効活用に努める。

### 3. 景観に配慮した道路空間等整備

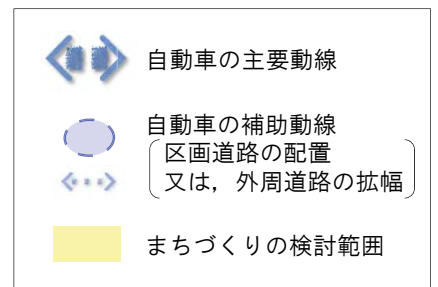
#### 《基本的事項》

- ・街並み景観や安全性，防災性に配慮し，都市計画道路等において無電柱化を行う。

■自動車動線の整備イメージ



※上図はイメージであり, 今後の検討により変更の可能性があります



■駐車場, 車両出入り口の集約イメージ



## (5) 自転車動線

- ・都市計画道路において自転車通行空間を確保するとともに、自転車利用者の多い区画道路等においても、路面表示等を適切に配置することで、歩行者や自転車利用者の安全性、利便性を高める自転車ネットワークの形成を進める。

### 1. 自転車動線等の計画（通過交通の適切な誘導）

#### 《基本的事項》

- ・都市計画道路堅粕箱崎線や原田箱崎線を自転車の主要動線に位置づけ、自転車が安全で快適に通行できるよう、自転車レーン※（幅員1.5m）を整備する。
- ・駅駐輪場など自転車利用者の多い施設と都市計画道路を結ぶ自転車の補助動線においては、安全性を考慮し、区画道路の配置や外周道路の拡幅に併せ、歩行者と自転車を分離し安全に共存できるよう車道内共存※（幅員1.0m）や車道混在※による適切な自転車の誘導を行う。
- ・新たな区画道路の整備にあたっては、道路の位置付けや利用形態、周辺の土地利用や施設計画を踏まえて、前述の自転車の補助動線に該当する場合は、同様に路面表示を確保し、適切に自転車を誘導する計画とする。
- ・上記に該当しない道路や敷地内の通路については、自転車の主要動線や補助動線へ適切に誘導する計画とする。
- ・歩行者の骨格動線となる「歩の軸」等においては、通過交通抑制に配慮した計画とする。

※福岡市自転車通行空間設計の手引きに基づく

### 2. 駐輪場の確保

#### 《基本的事項》

- ・駅周辺等においては、駐輪場を確保する。
- ・各施設においては、必要な駐輪台数を確保する。

#### 《努力事項》

- ・各施設においては、附置義務駐輪場と併せて、一般利用が可能な駐輪場の整備に努める。

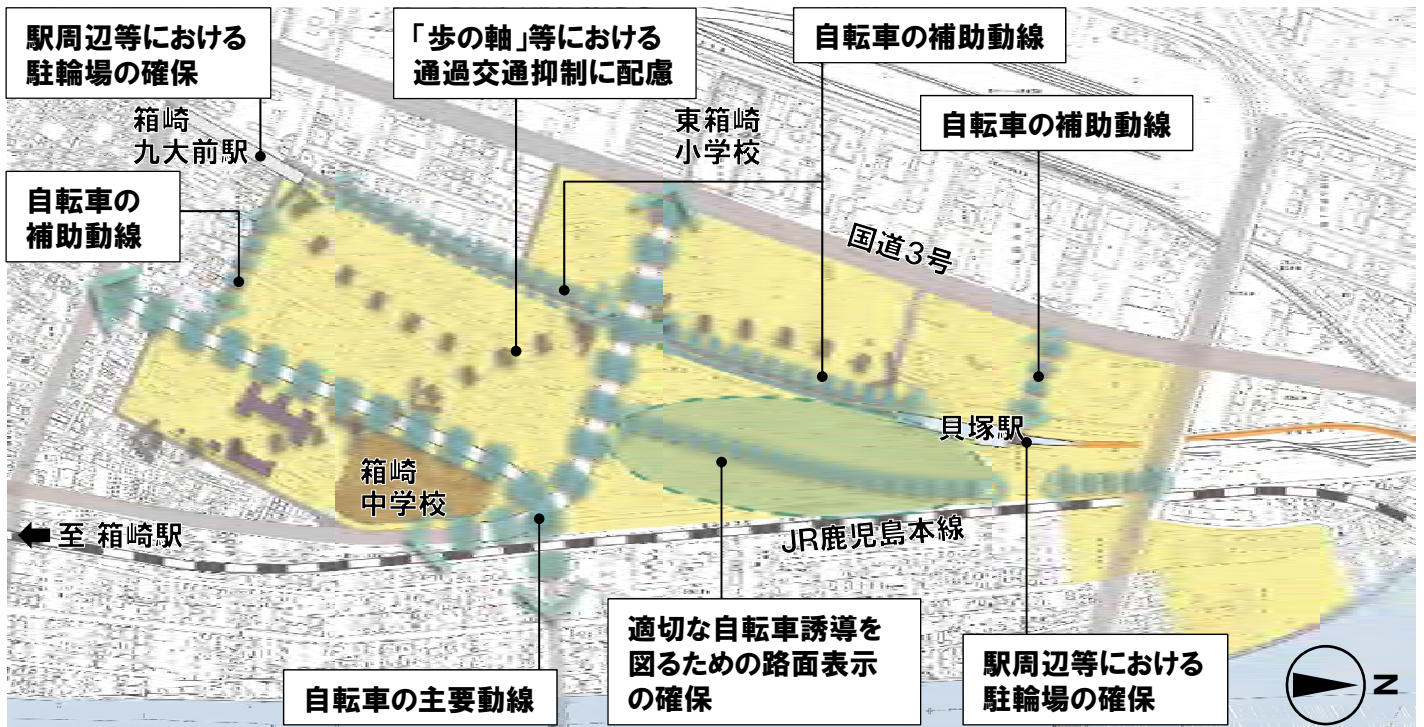
### 3. 放置自転車の対策

#### 《努力事項》

- ・道路や各施設において、良好な環境の創出に向け、放置自転車が生じにくい仕掛けや対策に努める。



■自転車動線の整備のイメージ



※上図はイメージであり、今後の検討により変更の可能性があります

	自転車の主要動線		適切な自転車誘導を図るための路面表示の確保
	自転車の補助動線		歩の軸 (通過交通抑制に配慮)
	まちづくりの検討範囲		

■自転車通行空間のイメージ

自転車レーン	車道内共存	車道混在
(南区大橋)	(東区名島)	(中央区舞鶴)

■路面表示例  
(自転車のピクトグラム)



出典：福岡市自転車通行空間設計の手引き

## (6) 緑空間の確保

- ・跡地等や周辺地域の居住者、来街者、働く人など様々な人が、気軽に憩い・集えるコミュニティ形成の場や安全・快適に歩ける緑豊かな空間を確保するとともに、有機的に繋いだ緑のネットワークを形成する。

### 1. 緑ある空間づくり

#### 《基本的事項》

- ・公園や広場においては、憩いや集いの場としてまとまった緑地を確保する。
- ・歩行者の骨格動線である「歩の軸」においては、歩行者に憩いや潤いをもたらせ様々な活動を促す、変化に富んだ空間を創出するため、まとまった緑地や並木を適宜配置する。
- ・沿道のセットバック空間においては、緑豊かな空間づくりを目指し、緑地や植栽等を整備する。
- ・都市計画道路やその他の主要な区画道路については、更なる緑空間の確保するため、街路樹を整備する。
- ・土地利用計画等に応じて適切な緑化率を設定し、一定量の緑を確保する。

#### 《努力事項》

- ・公園や広場と一体となって憩いを生み出す緑地を、敷地内において適宜確保するよう努める。
- ・公園や道路、民有地等において確保する緑地は、連続性に配慮しながら、緑のネットワークの形成に努める。
- ・緑豊かな空間づくりのため、建築物の壁面緑化や屋上緑化に努める。
- ・緑地や植栽等については、花を植えるなど彩りに配慮する。

### 2. 周辺地域と調和した緑の空間づくり

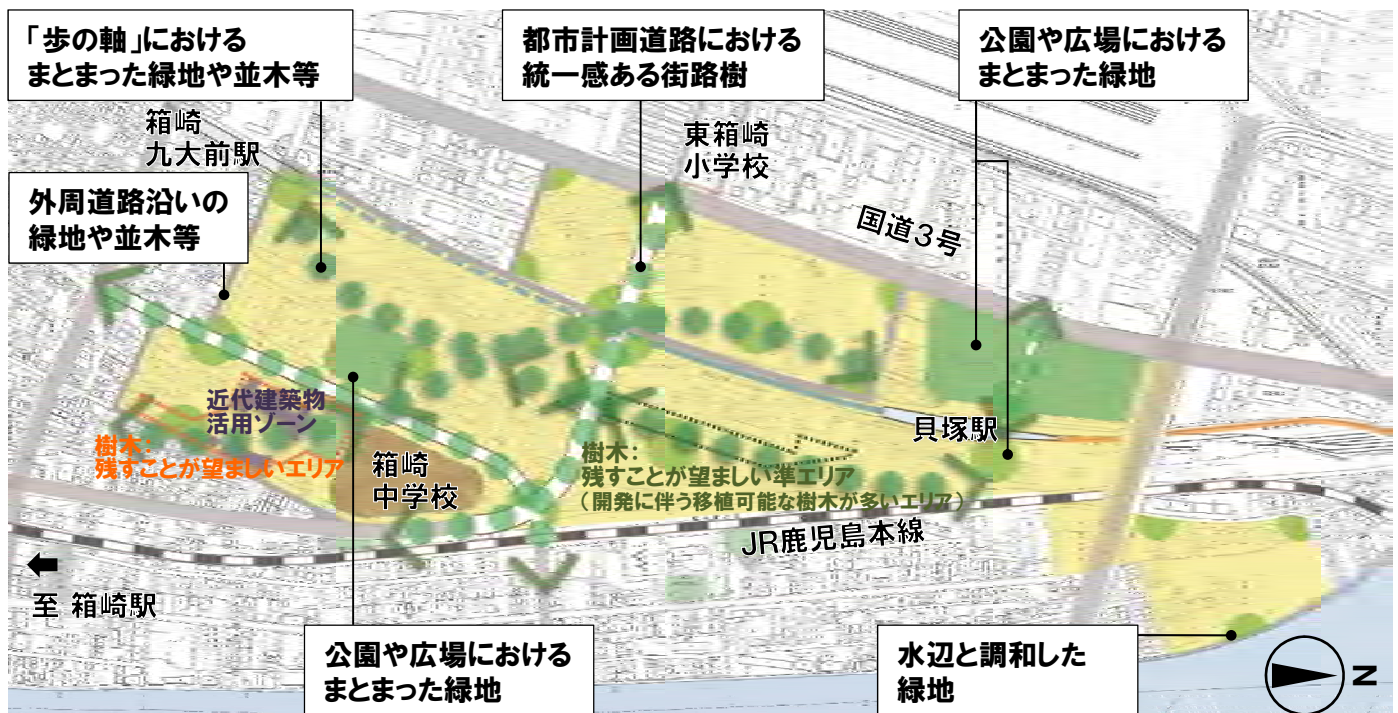
#### 《基本的事項》

- ・周辺地域との調和をめざし、外周道路沿いのセットバック（壁面後退）空間において、まとまった緑地や並木を適宜配置する。
- ・河川に接する敷地内においては、水辺と調和し憩いや潤いを生み出す、緑地を確保する。

#### 《努力事項》

- ・周辺地域に隣接する敷地内においては、緩衝帯として緑地の確保に努める。

## ■緑空間の確保のイメージ



※上図はイメージであり、今後の検討により変更の可能性があります

## 3. 既存樹木の活用

## 《努力事項》

- ・緑豊かな空間の確保にあたっては、既存樹木を、樹種、樹形、樹齢の状況等に配慮して、現地保存をはじめ、公園や広場、歩行者動線、その他民有地等への移植等により活用に努める。

## ■特徴的な並木（ナンキンハゼの並木）





## (7) 歴史の継承

- ・未来に誇れる新たなまちづくりにおいて、九州大学の地に存在した歴史的資源と縁を活かし、その面影や記憶を継承する。

### 1. 近代建築物等の活用

#### 《基本的事項》

- ・九州大学を象徴する工学部本館、本部第一庁舎などについては、近代建築物群として保存・活用する。

#### ■保存・利活用する近代建築物



#### 《努力事項》

- ・建築当時の特徴を伝える部材や工作物については、公園や広場、歩行者動線、その他民有地における建物や敷地などにおいて活用に努める。
- ・九州大学が存在したことを示す特徴的なデザインについては、新たな建物のデザインモチーフとするなど、歴史的資源の活用に努める。

---

## 2. 既存樹木の活用

### 《努力事項》

- ・ 緑豊かな空間の確保にあたっては、既存樹木を、樹種、樹形、樹齢の状況等に配慮して、現地保存をはじめ、公園や広場、歩行者動線、その他民有地等への移植等により活用に努める。  
（「(6)緑空間の確保 3. 既存樹木の活用」(p30)より再掲）
- ・ 「残すことが望ましいエリア」の樹木については、近代建築物の活用状況を踏まえながら、建築物との調和に配慮しつつ保存・活用に努める。

#### ■残すことが望ましいエリア



- ・ 「残すことが望ましい準エリア」の樹木については、樹種、樹形、樹齢の状況等に配慮して、現地保存をはじめ、公園や広場、歩行者動線、その他民有地等への移植等により活用に努める。

#### ■残すことが望ましい準エリア



---

## 3. 石積み遺構

### 《検討の方向性》

- ・ 九州大学箱崎キャンパスにおいて発見された石積み遺構については、今後の調査結果及び文化庁などの関係機関との協議を踏まえ、保存等の対応や土地利用計画等を検討する。



## (8) 街並み景観

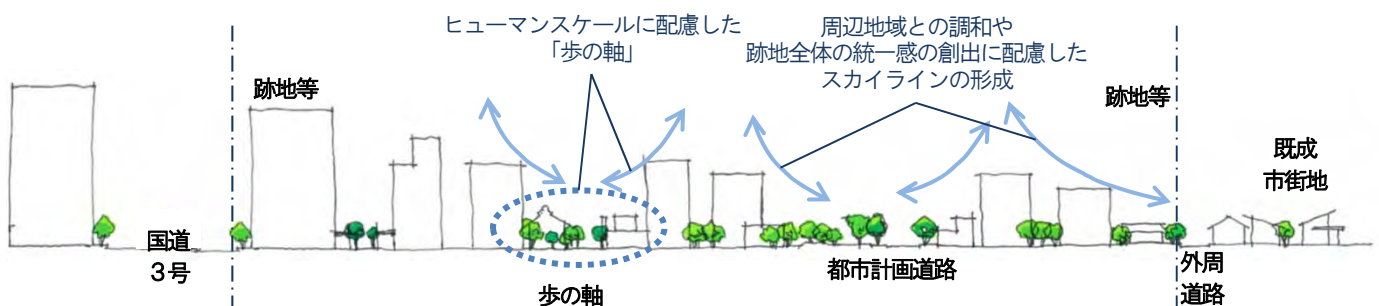
- ・ 跡地等および周辺地域における調和と一体的なまちづくりに向け、周辺地域や環境と調和する空間形成や建築物等のデザインに配慮し、統一感ある街並み景観を形成する。

### 1. 跡地等における都市景観形成

#### 《努力事項》

- ・ 既成市街地や都市計画道路等の道路空間に隣接する部分については、周辺地域との調和や跡地等全体の統一感の創出に配慮したスカイラインを形成するとともに、跡地等内においては、ヒューマンスケールに配慮した「歩の軸」の形成などに努める。

#### ■ 跡地等における都市景観に関する横断概念図



### 2. 周辺地域や環境との調和

#### ① 既成市街地

#### 《努力事項》

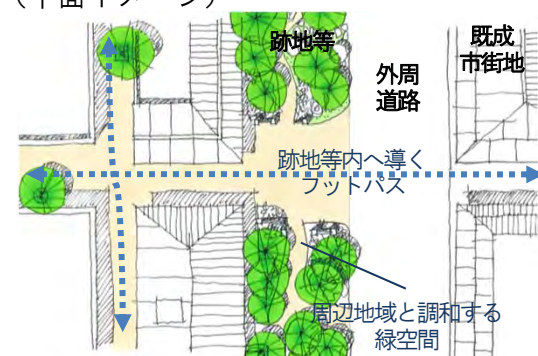
- ・ 既成市街地と隣接する部分については、周辺地域との調和に配慮し、圧迫感を与えないデザインの工夫に努める。
- ・ 跡地等の内部へ導くフットパス等の歩行者動線の確保や、閉鎖感を与えない空間を形成するなど、既成市街地との繋がりに配慮した景観形成に努める。
- ・ 跡地等の南側に位置する「笹崎宮」や「町家」などと連続する箇所については、歴史的・文化的な資源を意識した景観形成に努める。

#### ■ 周辺地域や環境との配慮（イメージ）

（断面イメージ）



（平面イメージ）



## ② 道路空間

## 《努力事項》

- ・多くの人々が利用する国道3号に接する部分については、跡地等の顔としてふさわしい景観形成に努める。
- ・都市計画道路堅粕箱崎線については、南北エリアを繋ぐ空間として、統一感を生み出す街路樹の整備や景観形成に努める。
- ・都市計画道路原田箱崎線については、南側の既成市街地からの連続性に配慮し、沿道の建築物については圧迫感を与えない景観形成に努める。
- ・北側に立花山を望む景観軸を意識した眺望に配慮した空間形成を図る。

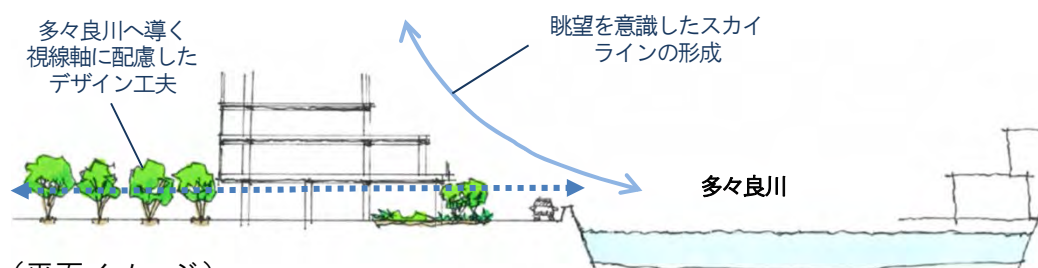
## ③ 水辺空間

## 《努力事項》

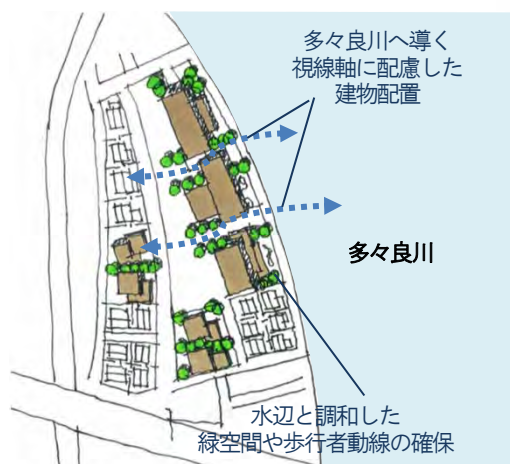
- ・貴重な水辺空間との繋がりを大切にするため、多々良川へ導く視線軸の確保に配慮した建物配置や、川への眺望を意識したスカイラインの形成に努める。
- ・多々良川と隣接する部分については、より潤いある魅力的な空間とするため、水辺と調和した緑空間や歩行者動線などの確保に努める。

## ■水辺空間との繋がりへの配慮（イメージ）

## (断面イメージ)



## (平面イメージ)



---

### 3. 建築物等の景観形成

#### 《基本的事項》

- ・屋外広告物は、過大とならず周囲の環境と調和するよう色彩、大きさおよび設置場所に留意し、街並み景観を損なわないものとする。
- ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上に設置する施設については、露出面積を少なくする等、街並み景観に配慮する。

#### 《努力事項》

- ・良好な街並み景観形成に向け、駐車場や駐輪場、ごみ置場などは、オープンスペースや歩行者動線などの公共的空間から目立たないようなデザインや修景に努める。
- ・開放的な街並み景観形成に向け、オープンスペースや歩行者動線などの公共的空間と、建築物の敷地の間は、塀や柵等を設置しない計画とするように努める。
- ・駐車場など、やむを得ず塀等を設ける場合の構造は、街並み景観に配慮し、生垣や透視可能なフェンス等とあわせて植栽を施したもの、又はレンガなどの九州大学の面影を感じることができるモチーフを利用したものとするなどデザインの工夫に努める。
- ・日照・通風・プライバシーの確保や圧迫感の軽減、騒音・振動・公害の抑制等について、周辺地域や隣接する建物への影響に配慮した計画に努める。
- ・歩行者などの安全性の確保や、ライトアップ等による賑わい創出に向けた適切な夜間景観に配慮し、土地利用計画や場所性に応じた照明施設の設置に努める。

---

### 4. 都市景観の誘導

#### 《基本的事項》

- ・跡地等全体の統一感や周辺地域と調和に配慮し、緑豊かで九州大学の面影を感じることができる都市景観を誘導するため、公共空間や建築物、工作物等の色彩やデザイン、屋外広告物等の規制など街並みを形成する要素に関するデザインの考え方やルールを「デザインガイドライン」として定める。

#### 《検討の方向性》

- ・デザインの考え方やルールを担保するため、都市景観形成地区の指定などの手法を検討する。



